長崎県多重債務者対策協議会設置要綱

（目的）

第１条　社会問題化している多重債務者問題に関し、多重債務状態に陥っている者に対する債務整理や多重債務者が抱える多種多様な問題も含め総合的な対策を関係機関・団体が連携して円滑かつ効果的に推進するため長崎県多重債務者対策協議会（以下、「協議会」という。）を設置し必要な協議・検討を行う。

（所掌事務）

第２条　協議会は次の事項について協議、検討を行う。

（１）多重債務者からの相談等への対応に関すること

（２）多重債務問題に関する情報交換に関すること

（３）多重債務問題に関する啓発活動に関すること

（４）その他多重債務問題に係る諸問題に関すること

（組織）

第３条　協議会は、別表に掲げる機関・団体をもって組織する。

２　協議会に会長を置くこととし、長崎県県民生活環境部長をもって充てる。

３　協議会には、幹事会をおくものとする。

４　幹事会に幹事長を置くこととし､長崎県食品安全･消費生活課長をもって充てる。

（会議）

第４条　会議は、必要に応じ会長が招集する。

２　会長は審議のため必要と認めるときは、会員以外の者の出席を求め、意見を求めることができる。

（庶務）

第５条　会議の庶務は、食品安全・消費生活課において処理する。

（その他）

第６条　この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、別に定める。

（附則）

この要綱は、平成１９年７月３１日から施行する。

この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

この要綱は、平成２３年８月１日から施行する。

この要綱は、平成２５年９月４日から施行する。

この要綱は、平成２６年９月１８日から施行する。

この要綱は、平成２７年１１月１２日から施行する。

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

この要綱は、令和６年９月１９日から施行する。

別表（第３条関係）

区　分	関係機関・団体	幹事会
関係団体	長崎県弁護士会	○
	長崎県司法書士会	○
	日本司法支援センター長崎地方事務所	○
	長崎県社会福祉協議会	○
	日本貸金業協会長崎県支部	○
	長崎県金融広報委員会	
	長崎県労働者福祉協議会	○
国	福岡財務支局長崎財務事務所	○
市・町	長崎市消費者センター	○
	佐世保市消費生活センター	○
	諫早市消費生活センター	○
	島原市消費生活センター	○
	大村市消費生活センター	○
	五島市消費生活センター	○
	雲仙市消費生活センター	○
	南島原仙市消費生活センター	○
	松浦市消費生活センター	○
	西海市消費生活センター	○
	平戸市消費生活センター	○
	壱岐市消費生活センター	○
	対馬市消費生活相談所	○
	長与町	○
	時津町	○
	東彼杵町	○
	川棚町	○
	波佐見町	○
	小値賀町	○
	佐々町	○
	新上五島町	○
警察本部	生活捜査課	○
県	学事振興課	
	税務課	
	福祉保健課	○
	国保・健康増進課	
	長寿社会課	
	障害福祉課	○
	こども家庭課	
	住宅課	
	教育庁教育環境整備課	

	教育庁義務教育課	
	教育庁高校教育課	
	教育庁体育保健課	
	食品安全・消費生活課	○